平成２７年（フ）第１４号
鹿児島県薩摩川内市永利町4502番地２、前住所鹿児島県薩摩川内市平佐町2171番地２
債務者　小川　京子（旧姓外山）
１　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
秋田市手形山西町４番10―303号
債務者　高橋ミキ子
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０号
長野県塩尻市大字洗馬5407番地４
債務者　中野あかり
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１１号
宮崎県日向市大字日知屋2315番地５　児玉アパート１棟101号
債務者　中原　正人
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第３号
石川県輪島市三井町市ノ坂ウの28番地
債務者　細川しのぶ
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第２８７号
福井県坂井市春江町江留下第30号４番地　サニーハイツハルエ101号室、旧住所福井県坂井市坂井町宮領38―１―８
債務者　後藤　　企
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８８号
福井県坂井市春江町江留下第30号４番地　サニーハイツハルエ101号室、旧住所福井県坂井市坂井町宮領38―１―８
債務者　後藤久美子
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０号
福井市花月５丁目１番37号　サンピア花月206号、旧住所福井市下森田町第３号18番地１
債務者　小林　義和
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３４号
福井市日光２丁目25番３号　ウエストベルセル206
債務者　松川アツシこと　ＭＡＴＳＵＫＡＷＡ　ＪＡＮＩＯ　ＡＴＳＵＳＨＩ
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３６号
千葉県松戸市河原塚15番地の１　テラスフィフティーン104号
債務者　笠嶋　佳代
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２３号
群馬県佐波郡玉村町大字飯塚238番地１、申立時の住所青森市松原２丁目７番７号　はうす・むらかみ102号
債務者　中村　悦久
１　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
千葉県君津市内箕輪１―８―26、住民票上の住所千葉県木更津市岩根１丁目２番２号
債務者　佐藤　孔大
１　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１２０号
神戸市北区鈴蘭台東町２丁目11番24号
債務者　小泉　雅央
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６５号
兵庫県三田市下内神525―１　医療法人敬愛会療養型医療施設三田高原病院、住民票上の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目11番10号
債務者　本永鉄筋こと　本永伊佐雄
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６号
沖縄県那覇市高良１丁目１番58号　２階
債務者　渡眞利　正
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３号
松江市上乃木１丁目15番19号
債務者　鈴木　大二
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５号
島根県雲南市加茂町大西457番地
債務者　佐藤　敬史
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
松江地方裁判所民事部